

センター通信

大 夕 乗 第	66号
年 月 日	令和6年3月27日
添 付 書 類	① ・ 無

宛 先 各 位

差 出 人 公益財団法人 大阪タクシーセンター

件 名 JR新大阪駅におけるタクシー車両の流入規制の解除について

平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会」から、次のとおり発表されましたのでお知らせします。

運転者の皆さまへの周知方よろしく願いいたします。

〔規制解除について〕

(1) 内容

JR新大阪駅タクシー乗場入構にかかる規制を解除する。

毎週木曜日と金曜日において、タクシー車両のナンバープレートにより、各曜日の偶数日、奇数日に応じて偶数ナンバー、奇数ナンバーの車両だけが入構出来るという規制。

(2) 実施時期

令和6年4月1日（月）

近畿運輸局ホームページからもご確認いただけます。

近畿運輸局ホームページ



以 上

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター 乗場管理課

TEL 06-6933-5613 FAX 06-6933-5612



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・津田

(電話) 06-6949-6446

令和6年3月27日

JR新大阪駅タクシー乗り場における

タクシー車両の流入規制を解除します！

JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会では、JR新大阪駅タクシー乗り場において、週末の夜に発生していた交通渋滞を防止するため、平成20年からタクシー「空車」車両の流入を規制しておりました。

近年のタクシーを取り巻く環境の変化に伴い、時間帯により発生している車両不足に対応するため、令和5年8月3日より試験的に流入規制を解除し、付近の国道及び進入路における交通への影響について調査を実施しておりましたが、タクシーを起因とする交通渋滞の発生は見受けられなかったことから、当該規制を解除することを決定しましたので、事務局である近畿運輸局からお知らせします。

〔規制解除について〕

(1) 内容

以下のJR新大阪駅タクシー乗場入構にかかる規制を解除する。

毎週木曜日と金曜日において、タクシー車両のナンバープレートにより、各曜日の偶数日、奇数日に応じて偶数ナンバー、奇数ナンバーの車両だけが入構出来るという規制。

(2) 実施時期

令和6年4月1日（月）

〔参考〕

JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会について

(1) 趣旨

JR新大阪駅周辺道路で発生していたタクシー車両渋滞による旅客の安全確保及び利用者利便の向上に向けた対策を講じるため、JR新大阪駅へのタクシー車両の流入のあり方及びこれに伴うタクシー乗降場周辺の構造のあり方について関係者間でコンセンサスを得ること目的として平成19年に設置。

(2) 構成メンバー

近畿運輸局、大阪府警察本部、大阪市、西日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、（公財）大阪タクシーセンター、タクシー事業者団体、タクシー事業関係労働組合

配布先

陸運記者会（ハイタク部会）